

第27回全国青年・女性漁業者交流大会開催要綱

1. 目的

水産基本法が制定され水産業の位置付けが明確になされた中、青年・女性漁業者の研究・実践活動が水産業・漁村の発展と活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。

本大会は、全国の青年・女性漁業者が、日頃の研究・実践活動の成果を発表するとともに、参加者間の交流により知識や情報を共有・進化させることで、水産業・漁村の発展と活性化に資することを目的として開催する。

2. 主催等

主 催	全国漁業協同組合連合会	
協 賛	全国漁協女性部連絡協議会	全国漁青連
後 援	農林水産省	農林中央金庫
	日本放送協会	農林放送事業団
	水産経済新聞社	全国水産業改良普及職員協議会
	全国共済水産業協同組合連合会	全国漁業共済組合連合会
	全国農業改良普及支援協会	全国水産試験場長会

3. 日 時

2022年3月2日（水）13：00～17：00

~~3月3日（木）8：40～15：00~~

※表彰式は中止となりました。（急激な感染拡大のため）

[開催期日：自2022年3月2日（水）～至2022年3月3日（木）]

（告知日：2021年11月1日）

4. 場 所

ホテルグランドアーク半蔵門

（住所）東京都千代田区隼町1-1 TEL 03-3288-0111

5. 大会内容及び日程

(1) 内 容

①第1～第5分科会による研究・実践活動の成果発表と研究討論

【第1分科会】資源管理・資源増殖部門

資源の適切な維持管理と持続的利用の確保を目的とした以下のような取り組み

○種苗生産

- 育成の場を確保するための取り組み
- 禁漁期間や区域の設定や体長制限等

【第2分科会】漁業経営改善部門

効率的かつ安定的な経営をめざし、コスト削減等を通じ経営改善を目的とした以下のような取り組み

- 新たな技術の導入（漁船、漁具改良、養殖施設、機械化 等）
- 協業化、共同経営方式の導入（漁船・漁具の共同利用 等）
- 省エネルギー（設備導入・実践・啓発活動 等）
- 生産改善、品質管理
- 後継者、新規就業者育成 等

【第3分科会】流通・消費拡大部門

付加価値向上等を通じ適切な産地価格形成を目的とした以下のような取り組み

- 新たな流通への取り組み
（販路開拓・拡大・構築、ネット販売、流通実態・価格形成調査 等）
- 消費者への積極的食育啓発
（魚食普及、料理教室、ブランド化、加工品・特産品づくり、地産地消 等）
- 産地における品質管理、高鮮度流通
（殺菌・冷却装置の活用、産地市場の衛生管理施設整備、トレーサビリティ 等）
- ITを導入した処理機能の合理化 等

【第4分科会】地域活性化部門

地域全体の収益向上、就労の場の創設、地域ネットワークづくりを目的とした以下のような取り組み

- 女性や高齢者の経験・知識を活用した活動の場づくり
（高齢者介護、体験漁業の指導、漁協運営等への青年・女性漁業者の参画 等）

【第5分科会】多面的機能・環境保全部門

漁業・漁村が存在することで発揮する多面的機能（都市住民との交流、環境保全、国民の生命・財産の保全、漁村社会とその文化伝承 等）の維持・増進することを目的とした以下のような取り組み

- 水質浄化、海浜清掃等の環境保全活動、環境を重視した養殖
（石けん使用推進、植樹、藻場・干潟の維持・再生、閑居保全型養殖業の推進 等）
- 参加型体験漁業、海洋レクリエーションへの対応
- 漁村特有の食文化、伝統行事の継承
- 国境監視、海難救助（監視・救助体制の確立 等） 等

②全体意見交換

③表彰行事

(2) 日 程

第1日目[3月2日(水)]

12:00～13:00 受付(各発表分科会場)

13:00～16:00 分科会

分科会終了後～17:00 (審査委員会)

第2日目[3月3日(木)] ※表彰式は中止といたします。

6. 発表者の推薦

(1) 都道府県漁業協同組合連合会会長(県漁協組合長、信漁連会長を含む:以下「漁連会長」という)は、都道府県又は関係団体が主催する都道府県を単位とする漁業者交流大会等において発表されたもののうち、優秀者(グループを含む)を全国漁業協同組合連合会会長(以下「全漁連会長」という)に推薦する。この推薦にあたって、漁連会長は都道府県知事と充分協議の上、推薦手続をとるものとする。

(2) 推薦点数は、各都道府県2点(男性1、女性1)以内とする。ただし北海道は4点(うち女性1以上)以内、長崎県は3点(うち女性1以上)以内とする。

(3) 夫婦連名により推薦する場合の注意事項

次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては、夫婦連名で表彰することができる。

但し、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞に限る。

- ① 家族経営協定を締結していること。
- ② 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できること。
- ③ 農業改良普及センター又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

7. 審査委員及び助言者の委嘱

(1) JF全漁連会長は、分科会における研究・実践活動成果の発表内容の成績審査及び研究討論の円滑な運営を図るため、審査委員を学識経験者等の中から選定して委嘱する。

(2) 審査委員会は、審査要領にもとづき研究・実践活動成果の発表の成績を審査し、農林水産大臣賞等の表彰に関する事項を決定する。

8. 事務局

この大会の事務局は、全漁連漁政部に置く。

(担当：丸山、穂鷹、辻田 TEL 03-6222-1314)

E メール taikai@zengyoren.jf-net.ne.jp (受信専用)